

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年1月3日 06時00分ごろ
発生場所	パプアニューギニア独立国北東方沖 (概位 北緯00°25.0′ 東経145°55.0′)
事故の概要	漁船 ^{ほっこう} 八興丸二号艇及び漁船八興丸三号艇は、共に旋回中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年3月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 八興丸二号艇、4.2トン MG3-52552（漁船登録番号）、八興漁業株式会社 第210-56734号（船舶検査済票の番号） B 漁船 八興丸三号艇、2.8トン MG3-52553（漁船登録番号）、八興漁業株式会社 第210-56735号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部舷縁に亀裂 B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、B船と共に‘海外まき網漁業に従事する網船’（以下「網船」という。）の搭載艇であり、網船がかつおの魚群を網で取り囲んだ後、囲んだ範囲を狭める作業を始めることとし、船長Aが1人で乗り組み、網船の網口付近を適宜旋回し始めた。 A船は、右旋回中、船長Aが、魚群に注意を向けていたところ、右舷船首方至近にB船を認め、主機を後進としたが、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが魚群に注意を向け、A船と共に網船の網口付近の魚群を追いながら右旋回していた。 船長Bは、衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。
分析	A船は、右旋回中、船長Aが、魚群に注意を向けながら航行したことから、右舷船首方至近のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、右旋回中、船長Bが、魚群に注意を向けながら航行したことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船及びB船が共に右旋回中、船長A及び船長Bがいずれも魚群に注意を向けながら航行したため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 網船の搭載艇は、僚船と共に作業を行うときは、僚船の動作にも常時注意すること。